

仕様書

(1) 業務の発注及び納品

- ・ 県が指定した日時に土木建築企画課において業務に必要なデータエントリ用帳票及びエントリデータ格納媒体（U S B）を受領すること。
- ・ 自己の所有する機器によりデータ作成業務を行うこと。
- ・ 作成したデータを県が指定する情報記録媒体に記録し、指定された日時までに納品すること。
- ・ 調査対象月（5～6月、8～1月分）について、当月末から翌月上旬に依頼を行い、納期は5～10営業日程度設ける。

(2) 入力データの作成要領

①ファイル形式

- ・ シーケンシャルファイル

②レコード形式

- ・ 各項番ごとに1レコードとして、決められた属性・桁数（別紙1「ソースデータレイアウト」参照）で入力する。
- ・ 64バイト固定長とする。
- ・ レコードの区切りは改行コード（” CR” +” LF” ）とする。
- ・ 各項番の有効データが決められた桁数に満たないときは、その項目の属性に従った空白で埋める。

③コード

- ・ U T F - 8を使用する。

④ソースデータファイルサイズ

- ・ 2Mバイト以内とする。

⑤ 注意事項

- ・ 1件の申請データ内では、項番は昇順とする。
- ・ 1件の申請データは、同じソースデータファイル内に連続して入力する。
- ・ J I S 第1水準～第4水準以外の漢字は、全角の“*”（アスタリスク）を入力する。
- ・ 合成濁点（U+3099）および合成半濁点（U+309A）は入力しない。

4. 経審ソースデータレイアウト

(1) 経営事項審査申請書 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考	
1	1	項番01	X	2	-	“01” 固定	
2		申請年月日	申請年月日	X	6	-	
3			請求年月日	X	6	-	
4			整理番号等	X	8	-	
5	2	項番02	X	2	-	“02” 固定	
6		申請時の許可番号	大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
7			許可番号	X	6	-	
8			許可年月日	X	6	-	
9	3	項番03	X	2	-	“03” 固定	
10		前回の申請時の許可番号	大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
11			許可番号	X	6	-	
12			許可年月日	X	6	-	
13	4	項番04	X	2	-	“04” 固定	
14		審査基準日	X	6	-		
15	5	項番05	X	2	-	“05” 固定	
16		申請等の区分	X	1	-	1:経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 2:経営規模等評価の申請 3:総合評定値の請求 4:経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 5:経営規模等評価の再審査の申立	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
17	6	項番06	X	2	-	“06” 固定
18		処理の区分	X	2	-	処理の区分の左欄 00: 1 2か月ごとに決算を完了した場合 01: 6か月ごとに決算を完了した場合 02: 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他1 2か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 03: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 04: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
19			X	2	-	処理の区分の右欄 10: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 11: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき 12: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 13: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき 14: 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき 15: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 16: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 17: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 18: 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 19: 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき 20: 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 21: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合 22: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合
20	項番07	X	2	-	“07” 固定	
21	7	法人又は個人の別	X	1	-	1:法人 2:個人
22		資本金額又は出資総額	X	10	-	
23		法人番号	X	13	-	
24	8	項番08	X	2	-	“08” 固定
25		商号又は名称のフリガナ	N	40	-	
26	9	項番09	X	2	-	“09” 固定
27		商号又は名称	N	40	-	
28	10	項番10	X	2	-	“10” 固定
29		代表者又は個人の氏名のフリガナ	N	20	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
30	11	項番 1 1	X	2	-	“11” 固定
31		代表者又は個人の氏名	N	20	-	
32	12	項番 1 2	X	2	-	“12” 固定
33		主たる営業所の所在地市区町村コード	X	5	-	
34	13	項番 1 3	X	2	-	“13” 固定
35		主たる営業所の所在地	N	40	-	
36	14	項番 1 4	X	2	-	“14” 固定
37		郵便番号	X	7	-	
38		電話番号	X	13	-	市外局番、局番、番号は ‘-’ (ハイフン) でつなぐ
39	15	項番 1 5	X	2	-	“15” 固定
40		許可を受けている建設業	X	1	×29	空白又は0:無 1:一般 2:特定
41	16	項番 1 6	X	2	-	“16” 固定
42		経営規模等評価等対象建設業	X	1	×29	空白又は0:審査対象外 9:審査対象
43	17	項番 1 7	X	2	-	“17” 固定
44		自己資本額	X	10	-	
45		審査対象	X	1	-	1:基準決算 2:2期平均
46	18	項番 1 8	X	2	-	“18” 固定
47		利益額 (2期平均)	X	10	-	
48	19	項番 1 9	X	2	-	“19” 固定
49		技術職員数	X	6	-	
50	20	項番 2 0	X	2	-	“20” 固定
51		登録経営状況分析機関番号	X	6	-	

(2) 工事種別完成工事高 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目		属性	桁数	繰り返し	備考	
1	1	項番 3 1		X	2	-	“31” 固定	
2		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	自	X	4	-		
3			至	X	4	-		
4		審査対象事業年度	自	X	4	-		
5			至	X	4	-		
6		計算基準の区分		X	1	-	1: 2年平均 2: 3年平均	
7	2	項番 3 2		X	2	×33 (MAX)	“32” 固定	
8		業種コード		X	3			
9		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事 業年度	完成工事高		X		10	
10			元請完成工事高		X		10	
11		審査対象事業年度	完成工事高		X		10	
12			元請完成工事高		X		10	
13	3	項番 3 3		X	2	-	“33” 固定	
14		その他工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 又は前々 審査 対象事業 年度	完成工事高	X	10	-	
15				元請完成工事高	X	10	-	
16			審査対象事業 年度	完成工事高	X	10	-	
17				元請完成工事高	X	10	-	
18	4	項番 3 4		X	2	-	“34” 固定	
19		合計	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 又は前々 審査 対象事業 年度	完成工事高	X	10	-	
20				元請完成工事高	X	10	-	
21			審査対象事業 年度	完成工事高	X	10	-	
22				元請完成工事高	X	10	-	

(3) その他の審査項目（社会性等） ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 4 1	X	2	-	“41” 固定
2		雇用保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
3	2	項番 4 2	X	2	-	“42” 固定
4		健康保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
5	3	項番 4 3	X	2	-	“43” 固定
6		厚生年金保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
7	4	項番 4 4	X	2	-	“44” 固定
8		建設業退職金共済制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
9	5	項番 4 5	X	2	-	“45” 固定
10		退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	X	1	-	1:有 2:無
11	6	項番 4 6	X	2	-	“46” 固定
12		法定外労働災害補償制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
13	7	項番 4 7	X	2	-	“47” 固定
14		若年技術職員の継続的な育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
15	8	項番 4 8	X	2	-	“48” 固定
16		新規若年技術職員の育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
17	9	項番 4 9	X	2	-	“49” 固定
18		CPD単位取得数	X	8	-	
19		技術者数	X	6	-	
20	10	項番 5 0	X	2	-	“50” 固定
21		技能レベル向上者数	X	6	-	
22		技能者数	X	6	-	
23		控除対象者数	X	6	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
24	11	項番 5 1	X	2	-	“51” 固定
25		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:えるぼし認定（1段階目） 2:えるぼし認定（2段階目） 3:えるぼし認定（3段階目） 4:プラチナえるぼし認定 5:非該当
26	12	項番 5 2	X	2	-	“52” 固定
27		次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	X	1	-	1:くるみん認定 2:トライくるみん認定 3:プラチナくるみん認定 4:非該当
28	13	項番 5 3	X	2	-	“53” 固定
29		青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:ユースエール認定 2:非該当
30	14	項番 5 4	X	2	-	“54” 固定
31		建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	X	1	-	審査基準日が令和5年8月14日以降の場合 1:「全ての建設工事で実施」に該当 2:「全ての公共工事で実施」に該当 3:非該当 審査基準日が令和5年8月13日以前の場合 “ ”（半角スペース）
32	15	項番 5 5	X	2	-	“55” 固定
33		営業年数	X	3	-	
34	16	項番 5 6	X	2	-	“56” 固定
35		民事再生法又は会社更生法の適用の有無	X	1	-	1:有 2:無
36	17	項番 5 7	X	2	-	“57” 固定
37		防災協定の締結の有無	X	1	-	1:有 2:無
38	18	項番 5 8	X	2	-	“58” 固定
39		営業停止処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
40	19	項番 5 9	X	2	-	“59” 固定
41		指示処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
42	20	項番 6 0	X	2	-	“60” 固定
43		監査の受審状況	X	1	-	1:会計監査人の設置 2:会計参与の設置 3:経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 4:無
44	21	項番 6 1	X	2	-	“61” 固定
45		公認会計士等の数	X	4	-	
46	22	項番 6 2	X	2	-	“62” 固定
47		二級登録経理試験合格者の数	X	4	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
48	23	項番 6 3	X	2	-	“63” 固定
49		研究開発費（2期平均）	X	10	-	
50	24	項番 6 4	X	2	-	“64” 固定
51		建設機械の所有及びリース台数	X	3	-	
52	25	項番 6 5	X	2	-	“65” 固定
53		エコアクション21の認証の有無	X	1	-	1:有 2:無
54	26	項番 6 6	X	2	-	“66” 固定
55		I S O 9 0 0 1 の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無
56	27	項番 6 7	X	2	-	“67” 固定
57		I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無

(4) 技術職員名簿 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 8 1	X	2	-	“81” 固定
2		頁数	X	3	-	
3	2	項番 8 2	X	2	×30 (MAX)	“82” 固定
4		業種コード 1	X	2		
5		有資格区分コード 1	X	3		
6		講習受講 1	X	1		1:有 2:無
7		業種コード 2	X	2		
8		有資格区分コード 2	X	3		
9		講習受講 2	X	1		1:有 2:無

4.3 J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字

J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字を以下に示します。

任	但	佞	傴	僞	倣	羶	冶	夙	尢
U+4EFC	U+4F39	U+4FCD	U+4FFF	U+50F4	U+50D8	U+5164	U+51BE	U+51EC	U+529C
勅	邵	赅	雙	迕	坦	塢	麥	翮	妹
U+52C0	U+5372	U+53DD	U+FA0E	U+5759	U+5765	U+58B2	U+5953	U+5963	U+59BA
崕	齷	鉅	愬	悅	愜	愠	悞	彳	教
U+5CF5	U+5DD0	U+5F21	U+605D	U+6085	U+60DE	U+6120	U+6111	U+6213	U+654E
昂	昂	晴	脛	檄	汰	浯	涖	清	澆
U+663B	U+662E	U+FA12	U+670E	U+6AE2	U+6C6F	U+6D6F	U+6D96	U+6DF8	U+6DF2
洵	狻	珣	肆	琨	瑁	皂	益	礮	礼
U+6E39	U+7324	U+73BD	U+73D2	U+73F5	U+7429	U+7682	U+FA17	U+787A	U+FA18
靖	精	羨	羽	羣	董	螻	諛	赶	赳
U+FA1C	U+FA1D	U+7FA1	U+FA1E	U+83F6	U+856B	U+8807	U+8B53	U+8D76	U+FA23
軌	逸	遼	釵	鈇	鉶	銻	銈	銉	銊
U+8ECF	U+FA25	U+9067	U+91DE	U+9206	U+9277	U+FA27	U+92D5	U+FA28	U+93A4
鏹	鏹	鏹	閒	隄	霍	青	飯	飼	餒
U+93F8	U+9431	U+9448	U+9592	U+FA29	U+9743	U+9751	U+FA2A	U+FA2B	U+9927
館	高	鮫	鶴						
U+FA2C	U+9AD9	U+9BBB	U+FA2D						